

第 73 回 鎌倉市緑政審議会 会議録(案)

日 時：令和 2 年 1 月 21 日(火) 10 時 00 分～11 時 35 分

場 所：鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理

飯田晶子委員、岩田晴夫委員、田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

欠席委員：佐藤雄基委員、上村真由子委員、松行美帆子委員

事務局：服部都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長、森公園課長（都市整備部次長）、持田企画計画課長（共創計画部次長）

入江会長：第 73 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり課長：事務局を務めております、みどり課長の秋山です。議事に先立ち、1 月の人事異動に伴い事務局職員に変更が生じています。公園課長の田邊が昨年 12 月に急逝しましたことから、1 月 10 日付けで人事異動があり、都市整備部次長を兼ねまして公園課長となります、森でございます。

森公園課長（都市整備部次長）：森でございます。よろしくお願いいたします。

秋山みどり課長：また、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際にはマイクをご使用いただくことについてご協力いただきたいと思います。続きまして、委員の出席について報告します。佐藤委員、上村委員、松行委員から欠席のご連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

入江会長：次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について説明いたします。最初に次第の 1、審議事項として 1 議題、次に、次第の 2、報告事項として 3 議題、最後に次第の 3、その他の報告を予定しております。本日の配付資料はお手元にある資料 1 から 4 です。本日の会議は、お手元にお配りしている「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、会議を公開とすることは会長にご判断いただいております。なお、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。傍聴者募集については、1 月 1 日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1 名の申込みがありました。後日、掲載するホームページ上の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえまして、次第（案）の内容と会議の公開について、ご確認ください。

入江会長：本日の次第(案)及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、本日の会議及び資料は、公開したいと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。ご意見等、ございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この次第に沿って審議を進めていきたいと思います。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：次第 1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回会議録につきましては、資料 1 としてお手元に配付してございます。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、山本委員、岩田委員から、それぞれのご発言のあった箇所について文言の修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録についてはいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料のとおり前回審議会の会議録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) 第 4 号山ノ内宮下小路緑地の都市計画変更について

入江会長：それでは、報告事項の(1)としまして、「第 4 号山ノ内宮下小路緑地の都市計画変更について」、事務局から報告をお願いします。

森公園課長（都市整備部次長）：「第 4 号山ノ内宮下小路緑地の都市計画変更について」報告いたします。本件につきましては、平成 19 年（2007 年）頃から当該緑地の一部において土地利用の動向があり、保全を求める陳情が市議会で採択されたことから、市として保全に向けた取組方針を定め、当審議会からのご意見を伺ったうえで、平成 23 年（2011 年）9 月に全面改訂した「鎌倉市緑の基本計画」において都市緑地の候補地に位置付け、取り組みを進めてきたものです。現在までに、用地取得と並行して都市計画変更に向けた取り組みを進めてまいりましたが、このたび、都市計画法の規定に基づき「第 4 号山ノ内宮下小路緑地」として都市計画変更の告示を行いましたので、本日はその概要について報告させていただきます。

資料 2 の 1 頁目をご覧ください。当該緑地は、本市域のほぼ中央に位置し、平成 23 年 9 月に全面改訂した「鎌倉市緑の基本計画」において、都市公園の種別のひとつである「都市緑地」として整備する方針を示しているものです。ご覧いただいている図は、「鎌倉市緑の基本計画」の 138 頁から 139 頁にかけて掲載している「緑地指定等の方針図」の抜粋です。赤丸で示しているのが、同計画における「山ノ内宮下小路緑地」の候補地です。なお、北東に六国見山森林公園、南西に山崎・台峯緑地や鎌倉中央公園などがあり、いずれも既に都市計画に定めている公園または緑地です。

続きまして、2 頁目をご覧ください。この図は、「鎌倉市緑の基本計画」の 155 頁に掲載している、主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置図です。水色で着色して

いるのが都市公園の候補地で、このうち、赤丸で示している箇所が「山ノ内宮下小路緑地」の候補地です。都市公園の種別のひとつである「都市緑地」として整備する方針を示しています。写真は、南方向の上空と大船駅方面から撮影したものです。当該緑地はＪＲ北鎌倉駅から北西、線路沿いに約 400m 進んだ場所に位置しています。

続きまして、3 頁目をご覧ください。これは、令和元年（2019 年）11 月 7 日開催の鎌倉市都市計画審議会における可決を経て、同年 12 月 2 日付けで、本市において鎌倉広町緑地、山ノ内西瓜ヶ谷緑地、山崎・台峯緑地に続く 4 番目の都市計画緑地として、「第 4 号山ノ内宮下小路緑地」を追加する旨の告示をした内容です。なお、都市公園の種別のうち、都市林や都市緑地に係る都市計画については、制度上、鎌倉中央公園を始めとする他の「都市計画公園」と区別して「都市計画緑地」に分類されます。土地の区域は山ノ内宮下小路地内で、面積は約 0.31ha となります。次に、都市計画変更の理由ですが、当該緑地は旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としての JR 横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などとの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、これを都市緑地として整備し、その良好な自然的環境の保全を図ることを主としています。

続きまして、4 頁目をご覧ください。ご覧いただいている図は、このたびの都市計画変更に係る法定の計画図です。赤線で囲まれている部分が「山ノ内宮下小路緑地」の区域となります。

都市計画変更については以上となりますが、今後は、神奈川県知事から都市計画事業認可をいただくことを目指して、取り組みを進めてまいります。また、これまでの保全に向けた取り組みにより、既に 8 割以上の用地を取得済みですが、都市計画事業認可を得た後は、残る用地を取得し、必要な施設整備を行ったのち、都市公園法に基づき、供用開始の告示を行う予定です。以上で報告を終わります。

入江会長：ただ今の報告に対して、ご意見、ご質問等を伺いたいと思いますが、何かありますか。

JR 横須賀線沿線の緑を守ることと同時に、六国見山森林公園と山崎・台峯緑地は、図面を見ると飛び石のように配置され、ネットワーク的な役割を果たすと理解できます。報告事項ということですが、承認ということによろしいですか。

（了承）

入江会長：それでは、この事項についての報告を終了いたします。

（2）緑地の土地所有者支援策について

入江会長：それでは、報告事項（2）としまして、「緑地の土地所有者支援策について」事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：資料 3-1 をご覧ください。「民有緑地の維持管理支援策の必要性」ですが、緑は、本市を特徴づける重要な資源である一方、前回の審議会で触れましたとおり、令和元年に発生した台風被害により、山林の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなりました。12 月に行われた本山市議会定例会においても、これまで力を入れて保全を進めてきた緑地で

はあるが、今後は、維持管理が重要な課題なのではないかとの意識から、現在の民有緑地の支援策の実効性に対する疑問、公園課とみどり課があるという住民サービスの観点からの現体制の分かりにくさ、現状を把握する調査の必要性などの質問をはじめとした、これからの緑の在り方に関する質問が多数出されました。また、市への寄附に関する質問も複数あり、緑地は土地所有者にとって利用価値も低く、緑地に隣接する住民にとっては生命を脅かす存在となっているという問題を改めて突き付けられました。しかしながら、住民の方々もそうした悩みを抱えつつも緑を求めて移住してきたりするなど、自然環境の大切さは認識されているはずであり、維持管理や利活用が行政等により適正に行われれば、よりよい豊かな環境を提供できると考えています。緑は、SDGs の目指す持続可能な循環型社会を構築する上で、大きな機能を有しています。また、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となるものです。このため、令和2年度に予定する「緑の基本計画」の改訂に際しては、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、今後この方針を推し進めていくことを考えています。

支援策の説明の前に、本市の緑地の構成について説明します。資料3-2をご覧ください。こちらは「市内の緑地等の管理主体、管理に関わる者及び市の支援策の概念図」です。上の図をご覧ください。鎌倉市域の内、森林面積は約1,284haあります。所有者別に見ると、民有地と、市有地や県有地、国有地などの公有地です。森林面積のおよそ半数を占める民有緑地に対し支援を行うことが、市内の緑地を適切に維持管理する上で重要と考えています。下の図をご覧ください。民有地に対する市の支援策を概念図に示したものです。民有緑地は、市街化区域又は市街化調整区域に分けることができます。その中で、それぞれ、地域制緑地の指定地と未指定の土地とに分けることができます。いずれの土地でも、原則、管理主体は所有者となります。所有者以外に管理に関わるものとして、市民緑地愛護会や公益財団法人鎌倉風致保存会、緑のレンジャーなどのボランティア団体があり、鎌倉市は所有者を支援する形で管理に関わっています。それぞれの支援策の対象範囲は図に示したとおりで、例えば①樹林管理事業は、市街化区域及び市街化調整区域の中で、地域制緑地に指定されているところであるということを示しています。丸囲みの数字は、資料3-1の表の数字と連動しています。

資料3-1に戻ります。「民有緑地の維持管理支援に関する現状と課題」をご覧ください。本市の場合、民有緑地が森林面積のおよそ半数を占めているのですが、現状、課題については、次のことが挙げられます。所有者が維持管理の必要性を認識していない、所有者不明山林があること、測量や境界の確定が未実施の土地が多いこと、急斜面地が多く、ボランティアの安全性の確保が難しいことなどです。これらの課題がある中でも、あるいは課題を解決して、「すべての緑地が適切に維持管理されている状態にすること」を目標として、支援策の再構築を検討していきたいと考えています。今回は、鎌倉市において現在実施している支援策をご報告すると共に、今後、どのような民有緑地の維持管理支援策を行えば良いか、検討の方向性をお示しし、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。緑地の維持管理支援策の詳細は、担当係長から説明します。

後藤みどり担当係長：続きまして、市の支援策について説明します。資料3-1の表「鎌倉市において現在実施している支援策」をご覧ください。支援策と、4つの支援タイプを記載してい

ます。直接施工型は、市またはみどり法人など、所有者でない者が土地所有者に代わり、緑地の手入れを行うものです。奨励金交付型は、土地所有者に対し、奨励金を交付するものです。税減免型は、土地所有者が払うべき都市計画税・固定資産税を減免するものです。補助金型は、土地所有者等が行った工事等に対して、費用の一部を交付するものです。

本市において、現在実施している支援策を①から順番に説明します。①「樹林管理事業」。市が土地所有者に代わり、緑地の維持管理を行う「直接施工型」です。歴史的風土特別保存地区などの地域制緑地の指定地、緑地保全推進地区が対象となります。主な対象区域は、図の着色部のとおりです。現在は、この区域を6地区に分け、1年に2地区ごと、3年のローテーションで実施しています。現在の施策運用状況における課題としては、現状の予算額では、申請のあった箇所全てに対応できないこと、所有者不明山林への対応はできていないことです。②「緑地保全契約」。所有者に対する奨励金を交付する「奨励金交付型」です。市街化区域内のおおむね1,000㎡以上の緑地が対象となります。課題は、交付された奨励金交付後の使い道は土地所有者の意向にゆだねられており、緑地の維持管理の実施に効果的に使われているか不明であることです。2頁に移りまして、③「保存樹林の指定」。②と同じ「奨励金交付型」です。美観上優れている500㎡以上の緑地を対象としており、現状は、緑地保全契約で対応していない主に市街化調整区域内で運用しています。課題は、緑地保全契約と同様です。④「市民緑地契約」。「直接施工型」です。市と土地所有者とが契約し、市民が散策などに利用できる市民緑地を設置、市が維持管理を行います。課題としては、市民が利用できる場所である必要があるため、契約にあたっては、周辺の緑地の賦存状況、地域住民のニーズ等を勘案する必要があるため、ニーズが低いところ、例えばアクセスの悪い山奥などでは運用が難しいことです。⑤「市民緑地愛護会」。市民緑地の日常的な清掃などを行う愛護会へ奨励金を交付するもので、「奨励金交付型」です。課題としては、作業内容が軽作業に限定され、台風被害に備えるような、大径木の処理などではできないことです。⑥「税の減免措置」。「税減免型」です。歴史的風土保存区域などでは、山林、原野は市税条例において、固定資産税・都市計画税を課さないとしています。これらのほか、総合防災課で実施している関連する事業として、⑦「既成宅地等防災工事資金助成」があります。防災工事又は伐採工事に対する補助金の交付を行う「補助金型」の制度となっています。

2頁の下の表をご覧ください。「鎌倉市において未実施の支援策」。法令により既に制度設計されているものです。管理協定制度は都市緑地法に基づくもので、「直接施工型」です。市やみどり法人となった者が、土地所有者に代わり緑地の管理を行うものです。本市における対象地は、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区です。市民緑地認定制度は、「税減免型」で、みどり法人が土地所有者の了解のもと、緑地を市民に公開し、管理する計画をたて、市町村が認定するものです。土地所有者に対しては、固定資産税が軽減されます。本市における対象地は緑化重点地区です。3頁をご覧ください。市町村森林経営管理事業は「直接施工型」で行うものですが、基本的には林業施業を主な目的として、市町村が土地所有者に代わり、間伐等を行うものです。対象地は、地域森林計画対象民有林です。続きまして、鎌倉市において未実施の支援策です、「(仮称)緑地維持管理相談専門委員」は、令和2年度に導入を予定し、現在調整を行っているところですが、緑地の手入れ

方法を悩んでいる土地所有者に対し、専門家を派遣し、対象地を見て、どのように手入れすべきか助言するものです。このほか、「市独自の緑地管理協定制度」「(仮称)緑地愛護会」や、担い手育成に関する事業として「緑のレンジャー」等いくつかの制度を記載していますが、時間の関係で説明は省略させていただきます。

資料 3-3 をご覧ください。事務局が考える検討の方向性 5 つを説明します。「①樹林管理事業の拡大」。樹林管理事業の取り扱い基準を見直し、対象範囲を拡大変更するというものです。課題は所有者不明山林への対応はできないこと、事務量の大幅な増加となり、現状では、対応できる市職員の人員が不足していることです。「②緑地保全契約制度の改正」、「③保存樹林の指定制度の改正」。奨励金交付型から、維持管理作業の実績に応じた補助金型に制度を移行するものです。ただし、特別緑地保全地区が未指定のところは、指定までのつなぎ策の意味合いが強いことから、現行の制度を継続することが必要と考えています。課題は、土地所有者からの反発が想定されること、それにより、開発への意向が強まる可能性があることなどです。「④都市緑地法等に基づく制度の導入を検討」。都市緑地法に基づく管理協定や森林経営管理法に基づく市町村森林経営管理事業など、新たな制度の導入を検討します。単年度に全ての民有緑地で実施することは、財政的に難しいので、基準を定めて優先順位をつける必要があります。「⑤他市の事例を参考に、市独自の新たな制度を創設」。市独自の緑地管理協定制度」など、新しい制度の創設が可能であるかを検討します。維持管理支援策の拡大に伴う財源としましては、今年度から始まった森林環境譲与税の充当、既存事業からの付け替えなどを考えていきます。資料の説明は以上です。

今後、事務局で民有緑地の維持管理支援策の拡充について検討を進めていきますが、効果的な手法の確立について、委員の皆様のご意見、参考事例の紹介、ご提案などを頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

入江会長：ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。資料 3-1 から資料 3-3 にかけて、現況を整理されて、わかりやすく一覧表を作成していただいております。民有緑地の維持管理について、他の市町村あるいは都道府県で、参考になるような事例がありましたら、また、ご意見等も含めていただきたいと思います。概ね 20 分程度検討をしていければと思っております。私からよろしいですか。今、直接施工型、奨励金交付型など 4 つのタイプの民有緑地の支援方法について、ご説明いただきました。また、市内の緑地を考える上で、民有緑地の割合が非常に大きいことも理解しました。所有者不明の山林があるというのは全国的な問題だと思いますが、鎌倉市では何割程度あるか教えていただければと思います。

秋山みどり課長：所有者不明山林は、実態を把握していない状況です。

入江会長：わかりました。

山内委員：資料 3-2 で、民有地の面積が 796ha と書かれておりますが、括弧書きで、寺社の境内地を含むと書いてあります。ボランティア団体も、お寺さんの裏山を整備することがあるのですが、民有緑地の中で、どのくらい寺社の土地が占めるのかわかれば教えていただきたいです。先ほど、ご説明があった優先順位をつけるというところで、寺社所有のものと、個人所有のものでは、施策について分けて考えて行っていくべきではないかと思いました。もし、わかれば教えてください。

秋山みどり課長：宗教法人数は統計等で明らかになっています。ただ、面積の出し方については、

全体の面積から、県有地及び市有地の面積を除外したものです。寺社の土地の中でも、地域制緑地に指定されているもの、史跡に指定されているものがありますので、算出することができません。申し訳ございません。

入江会長：よろしいですか。

山内委員：はい。

押田会長職務代理：基本的なことからお聞きします。社寺境内地の中には、今、話題となっているハイキングコースが一部入っていますよね。おそらく、民有緑地の急傾斜地でのボランティアの安全性の確保が難しいというのは、接道要件の関係から管理困難地のようなものが含まれると思いますが、そのようなものの扱いは現状どのようになっているのでしょうか。

秋山みどり課長：ハイキングコースにつきましては、公道の部分もありますが、公道ではない部分も指定されています。寺社の所有の土地も含まれています。基本的には、土地所有者が管理するということです。今回、ハイキングコースは別の部署が対応していますが、基本的には所有者の方が管理することになっているので、状況によっては、今後管理されていない場所が増えるのが課題になると思います。

押田会長職務代理：今、質問を2つさせていただいています。一度、切ればよかったですね。申し訳ありません。ハイキングコースについては、承知いたしました。もう1つは、鎌倉の土地の形状の関係で、接道がほとんど無いような、たぶん、この資料に書いているような急傾斜地や江ノ電の沿線、JR横須賀線沿線の一部に見られるような立ち入り自体が困難な場所の管理は、災害時等では一番危険になってくると思います。現状はどのような管理をされているのでしょうか。それを踏まえて意見をしたいです。現実的に管理困難地だと思います。

秋山みどり課長：土地所有者自体が鎌倉市内に住んでいなかった、そのようなところもあります。実際、管理がされていないというのが現状だと思います。本当に管理するのであれば、土地所有者に了承を得て土地に入る等をしないといけないと思います。あとは、鎌倉市では樹林管理事業を行っており、家のすぐ裏や急傾斜地で、家の方にはみ出したところの枝払い等を行っています。そのあたりが課題となってくると思っています。

入江会長：他、いかがですか。

岩田委員：資料3-1の目標のところです。一番重要なところを話します。現状では、積極的に管理されているところは、ボランティアが中心となって計画的にやられている所があります。そのような所でも、それぞれ作業をされている方の判断に基づいて、それぞれの方向性を持って管理しているのが現状であると考えます。それが果たして適切なものであるか。別の問題になってきます。この資料には、「適切な」とあいまいな表現で書かれているのですが、どこまでが適切なか難しいところです。やはり、以前からお話しているとおり、モニタリングに基づいた客観的な評価というのがセットになって標準化されていない限り、方向性を定めてきちんと維持管理していくことが難しくなると思います。まず、それが重要になると思います。事務局も人手が足りないのはわかっています。では、何かからできるかという、現状で問題になっていることをまず整理していただいて、色々な指針とか、チェックリストみたいなものを作って、ある程度管理ができる方向性を見出すしかないかなと思います。たぶん、問題点はすぐに整理できると思います。各論で言うと、

予算や人手の問題、担当者の考え方などいろいろ出てくると思います。そこで、調整役が必要になってくると思います。コーディネーターを養成する必要が出てくるかもしれません。かなり、大きな問題になってくると思います。現状、みどり課の中では、2、3人しか担当者はいません。どこまでできるかという問題になってくると思います。

秋山みどり課長：岩田委員のご指摘のとおり、どのように管理していくと良いのか、適切な管理の方法を基本計画の見直しの最後に、市の方で示して、ここは切り過ぎないようにとか、適切とはどのようなものなのかというのを細かく緑地ごとに示して、ボランティアの方もやりやすく示していくというのが、適切な方向性の一つだと考えております。

入江会長：今、岩田委員のご指摘があった、適切な維持管理の状態という目標が、資料3-1に示されているということですが、それに対して、客観的な指針、またはPDCAサイクルの中のチェックが必要ではないかというご意見かと思います。前回の審議会の時に確定の報告がされた「確保緑地の適正整備事業の報告書」の中で、いくつか報告がなされていました。常盤山特別緑地保全地区でやられていたような、つまり一つのケーススタディを参考にしながら、全ての緑地に対して、管理指針を作るのはなかなか困難かと思いますが、それを目標として定めていくのも、PDCAサイクルを回していく上では、やはり大事だと思います。他に何かありますか。

押田会長職務代理：岩田委員のお話に重複しますが、おそらく全ての緑地を適切に、均等に管理するというのは難しいと思います。資料3-1に書かれています通り、優先順位をつけるということですので、できればその優先順位を、これだけの民有緑地がある中で、どこから手を付けるかということをはっきりさせなければならないと思います。今後、緑地保全契約制度の改正にあたって、例えば、そこにおいても、どのような手順を追って、優先順位を明確に出していただくというのも一つの手なのかなと思います。現実的に手を付けられる緑地、あるいは、管理しなければならないものというのは決まってきていると思います。例えば、以前この審議会の中で出ました竹林の話とかみたいに、抜本的に手を入れなければならないものもあると思います。ですから、いわゆる危険だから、あと、緑地保全上、生物多様性上とか、位置づけや順位付けを明快にさせていただいて、じゃあ、これに関してはこれでという一対一の対応と、それを最終的に全てに適用するという長期目標が一緒になっているような気がします。やはり、去年の災害もありますから、短期的に、いわゆる市民の安全レベルで手をつけなければならないこと、中期的に生態系を守るためにここまですべてやっておきたいというものを整理し、その上で、土地収用等の問題もありますが、今、TO DO リストみたいなものでなくて結構なので、もう一つ出していただけるとより具体的な、市、管理に携わる方、土地所有者がどのように動きましょうかと話し合うきっかけに繋がると思います。意見です。

秋山みどり課長：今、おっしゃっていただいたとおり、全ての緑地がすぐ、というように実現されるのは現実的ではないと思います。やはり、課題である所有者不明山林が今後増えていくという中で、最終的な目標として、そのようなものの対策を一緒にできるようなものを緑の基本計画の改訂の中でやっていくというところが、長期的な目標になってくると思います。あとは、優先順位の話もありますが、現実としては防災というものに重きを置いて、民家に隣接しているところをやっていくというのが、喫緊の課題となっています。まずは

防災型というような形の部分をやっていき、竹林や生物多様性、利活用できるところをゾーニングし、大きな方向性を緑の基本計画等で示し、それを個々の緑地に当てはめていくことになると思います。周辺部は防災型だったり、あとは自然の遷移にまかしていくところだったり、今後、緑の基本計画を基にして、各緑地の計画を細かく立てられるようなものにしていきたいと考えております。

山本委員：基本的な質問で申し訳ないのですが、土地所有者支援の中で、直接市が手入れを行うもの、補助金、奨励金の3つのタイプがあるようですが、実際に資金を投入した成果の評価はいかがですか。市が直接手入れをおこなったものについては、ある程度効果が評価されていると思いますが、それ以外についてはどうでしょうか。補助金は評価されているのか。奨励金については、極端な言い方をすると評価されていないように見えます。実際に評価をしているのかどうかということについて、お聞きしたいです。

秋山みどり課長：委員がおっしゃるように、直接施工型は、出来高が見えるものです。補助金である既成宅地等防災工事資金助成の制度は、工事の計画があって、その見積もりの中で、補助金の割合を決定していくものです。これも、実際に行われるものに対して、補助金を支払われるものとなっております。奨励金につきましては、緑地を保全していることに対して奨励金を交付しているもので、それが、実際手入れに使われているかどうかは確認できる状態ではありません。数年前、民有地の所有者に対して、所有の緑地の維持管理をされましたか、どのくらいお金を使いましたかというアンケート等で質問を行い、回答を確認しています。そのようなことをやっていくことで、確認をしていくということにするのか。緑地を保全しているということに対して奨励金をお支払いしているものですから、使い道については、今のところ追跡していません。今回、台風等の被害を受けまして、緑地管理の実効性が高くなるように、横浜市の事例のように、緑地管理を行った方へお金を使った分に対して交付するような形にするのかを検討していきたいと思います。

飯田委員：このような資料を作っていただいて、ようやく全体像が見えてきた気がします。ありがとうございました。結構、膨大な内容で大きな話なので、今回1回で議論するのはなかなか難しいのかなと思います。今回、初めてまとまった資料を見せていただいて、これを緑の基本計画に位置付けていく中で、今後のスケジュールはどうなりますか。毎回、議論していくことになるのでしょうか。それとも、今日で方針を決めるのでしょうか。

秋山みどり課長：資料3-1の3頁にある（仮称）緑地維持相談専門委員は、来年度から導入しようと思っています。森林環境譲与税が民有地の維持管理に使えるので、それを導入していくように庁内の中で求めていると考えています。その中で、民有地の支援策というのは、できるだけ早く見直ししたいと思っています。あとは、令和2年度の緑の基本計画の改訂に合わせて、この事業を搭載したいと考えております。継続的にやっていきたいと思っています。早く実現できるものは、市民の生命、財産を守るために、早く導入していきたいと思っています。

飯田委員：わかりました。事例についてということだったので、一つ知っている事例を紹介したいと思います。狭山丘陵がすごく頑張っているんですけど、所沢市と周辺自治体だと思うのですが、西武造園グループが力を入れていて、丘陵の樹林の管理にボランティアを入れてやってもらっています。NPO法人birthという東京では有名なNPOなのですが、そこも関

わってボランティアの育成等をしています。鎌倉市内においてもたくさんのグループがあると思うのですが、狭山丘陵も市民団体のグループがあって、皆さん、見ている方向がちょっとずつ違う中で、どのように共通目標を作っていくかが大きな課題である中で、NPO 法人 birth がワークショップをしながら、たくさんあるグループをまとめ、共通の目標を作って、且つ、ガイドラインもすごく丁寧にわかりやすく作っています。その過程でボランティアをたくさん育成し、精力的に行っています。話を聞いたり、見に行ったりしても良いような事例かと思います。ガイドブックがすごくしっかり作られているので、参考になるかと思います。重要な視点は、市だけでやっているのではなく、民間の企業が非営利団体と上手くパートナーシップを築いて、一緒にやっているというところもあるのではないかと思います。鎌倉市内にもたくさん団体はあると思います。市だけでやるのは、到底無理だと思いますので、うまく企業や非営利団体の方々と、まずは組織づくりを行うことが大事だと思います。事例の紹介でした。あとは、これは山内委員にお聞きするのが適当なのかもしれませんが、民有緑地の管理にあたって、どうしてもボランティアの存在が大きいと思いますが、何が課題ですか。活動を広げていくために、どのように市が支援していけるのが大切な部分だと思います。何が課題だと感じていらっしゃいますか。

山内委員：我々、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーの活動範囲自体が、市の所有地が中心になっています。先ほど、寺社のお手伝いも少々しているというお話もしましたが、そもそも公園を中心とした公有地の活動がほとんどです。今回、私もこのような施策等があると聞いて、民有地の緑地の面積もこんなにあると聞いて、びっくりしています。やはり、民有地をなんとかしないと、鎌倉市全体の緑がうまくいかないのだということも、今日改めて認識したような次第です。先ほど寺社の話をさせていただきましたが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー的には、個人の土地となると、商売でやられている方も当然そこに入られたりすることもあるので、なかなかボランティアがそこを積極的に入ることで、商売でやられている方に影響があるのではないかとということもあって、あまり手を出せていません。そもそも人手が足りないのも、そちらには手を出せない。民有地は今まで見向きもしていないというのが現状です。他の団体さんで、民有地をやっているところもひょっとしたらあるかもしれないとは思いますが、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーは今、手を出せていないというところなんです。認識していないというのが課題かもしれません。

押田会長職務代理：ちょっと思い出したのですが、資料 3-3 の⑤「他市の事例を参考に、市独自の新たな制度を創設」の上から 2 点目に「土地所有者と緑地維持管理ボランティアをマッチングする」というのがありますが、おそらくこれは横浜市の「市民の森」がかなり参考になると思います。おそらく数十年続けています。たまたま私の研究室の卒業研究で取り上げていますが、ここ数十年間、ボランティアの方々は「メンバーの高齢化が進んでいる」と言いつつ、新人の高齢者が入ってきています。言葉にするのが難しくて恐縮なのですが。活きの良い 60 歳代が毎年入ってくる、しかもここ数十年続いているというお話をお聞きしました。最初の頃は土地所有者が実際に管理にあたっていたそうですが、今は監視役だけで済むくらいになっているとのこと。横浜市の場合、特例なのは、みどり税を使っていることです。これは結構特殊なので、財源については少々鎌倉市には一致しないのかと思います。私が少々懸念しているのは、今、未指定の制度の中に、資料 3-1 の⑨に、都

市緑地法の市民緑地認定制度があります。この制度を使っている自治体はそこそこあるのですが、管理者と土地所有者をマッチングさせている事例が結構あります。千葉県内なのですが、管理者の地域を絞りすぎる、例えば町内会等に絞りすぎてしまうと、今度はその範囲を出なくなってしまうので、逆ににっちもさっちもいなくなって、メンバーの高齢化だけが進んでいくという事例があります。いわゆる集める方々の範囲と、土地所有者の方との関連をどこまでマッチングさせるかというのを結構デリケートに考えた方が良いと思います。それと、京都とかでよくされている事例なのですが、先ほど、緑地保全契約制度を改正した時に、土地所有者が反発して、契約解除し、その後売り出されてしまうという懸念の中に、鎌倉市の場合、一人当たりが持っている土地の面積が結構大きいのですね。昔別荘地だったところが継承されています。この間の大佛次郎邸のような事例があります。そうすると、緑だけで太刀打ちできないような文化的価値の高いものがあるので、ひょっとしたら文化財や、文化庁関係の手を入れても良いと思います。いわゆる文化林としてシフトしていった、管理の方は緑の方で少々関わらせていただくのですけれども、いわゆる不動産としてのところは、ひょっとしたら別の財政とかあるいは別の財源を確保する手段をもっていけるのではないかと思います。ちょっとそのあたりも見ていただけたらと思います。文化庁関係は、機会がありましたら資料をお送りしますので、使っていただけたらと思います。

岩田委員：私はチェックリストを提案したのですが、具体的な話をすると、現状、人手もお金も無いので、担当者は非常に悩んでいると思います。先ほどもお話がありましたが、まず安全性が最優先で、当然事業を選定していくこととなると思います。それらがやはり、今後、客観的に割り振ったかどうか当然段々厳しくなってくると思います。先ほどチェックリストと言ったのは、そのような面なのです。まず、何を基準に優先したか、例えば、急斜面とか、隣接する民家がどのくらいあるとか基準があるはずで、そのあたりは神奈川県藤沢土木事務所の急傾斜地の管理の指針ができていますので、当然チェックリストは出てくるはずです。それは、優先する際のチェックリストですね。それから、管理作業自体のチェックリストは、例えば、下草刈りをどの程度するべきか。安全基準が優先してしまうので、生物多様性は最後になってしまうと思います。それから、外来種が入ってこないような対策をしているとか。それから、除伐をした時に、どの程度処理しているか。景観上の問題もあります。課題とか問題点とか、当然現場を見ている担当者は多数いると思いますので、まずはマトリックスを組んで整理していけば、チェックリストは当然出てきますので、とりあえずやってみただけであれば良いと思います。ある程度素案を作ってくださいれば、私の方で助言できますので、頑張ってやってくれればと思います。よろしくお願いします。

飯田委員：この、ボランティアを含めた民有緑地の維持管理を考えていくにあたって、重要な視点ではないかと思うのは、安全面はすごく大事なことで、適切な状態に維持管理するというのはもちろん地方自治体としては大前提なのですが、それだけを目的にしまうと、すごくすばまってしまう気がします。もう少し広い視点、まちづくりの視点とか広い視野でみる必要があって、その地域地域が高齢化で他の課題をたくさん抱えている中にある樹林の課題があると思います。色々な人達に、ボランティアも含めて維持管理をしてくださ

いと言われても、すごく抵抗があるというか、それ自体は、参画する方々にとって、動機になりにくいと思います。もっと、それぞれの地域を良くしていくということが、それぞれの場所で大事な中であって、それがゴールであって、手法としての樹林の維持管理という位置づけにしていけないと、なかなかたくさんの人が入っていき辛いと思います。もちろん、安全面の確保とかは大前提であるのですが、参加してもらおうと健康になりますとか、もしかしたら福祉の方々の連携も必要かもしれません。先ほど、文化財との連携の話もありました。もしかしたら、落ち葉でたい肥を作ったら、農業に活かせるかもしれません。この樹林の管理と隣接する分野は、本当はたくさんあると思うので、そことの連携をしながら地域のまちづくりとして、樹林の維持管理を位置付けながら、うまく回していくという視点が重要です。維持管理そのものを目的にして、ボランティアを募るのは、なかなか物事が動かないので、縦割りを超えて柔軟に考えていかないと、本質的には難しい問題だと思います。関連する事例として、手前味噌なのですが、八王子の市街化調整区域で私が少々関わっている団体があります。市街化調整区域で高齢化が著しくて、公共交通も撤退し、集落の存亡の危機でした。大学としてもその場所をてこ入れして、NPO を作りました。耕作放棄地とか空き家とか色々と衰退した状況があるのですが、それを一括して行うもので、地元と外部の人間は半分ずつです。樹林の管理にもあたっています。やはり、参加している方の思いは、この地域をどうにかしたいというもので、その中の樹林の管理です。その樹林は公有地ではなく民有地なので、伐採したものを売ったり、コケ玉を1個500円で売ったり等、地域の方々の楽しみになっているし、自然な形で維持管理ができています。一つの参考までに。八王子の^{おつちよう}小津町というところです。

入江会長：たくさんの事例を委員の方々から狭山丘陵、横浜市、京都、八王子とご紹介いただきまして、参考になることもあると思います。また、今後、検討の中でこのような事例を、場合によってはいつもやっているような、審議会後の勉強会の時に何かしらご報告いただいてもと思います。また、岩田委員からチェックリスト的なところは、最終的にはお手元にあります緑の基本計画を改訂していく中で、どのように管理の方針と評価基準等を盛り込んでいけるかということかと思いますが、今、緑の基本計画の中には、鎌倉市は7つの緑の機能を掲げているわけです。先ほど押田会長職務代理からのお話のとおり、鎌倉市には独自、あるいは文化的な価値というものが高い地域でもあります。そのような独自性も鎌倉にとって、大事な緑の機能だと思います。そのあたりを盛り込んだ管理の方針の基準作りをなされたら良いと私も個人的に思います。そのあたりも加味していただいて、今後議論を深めていければと思います。時間も過ぎてしまっていますので、この回につきましては報告をしていただいたということで、ご了承いただいて、また今後も議論を深めていきたいと思います。そのような方針でよろしいでしょうか。

岩田委員：もう一度、よろしいですか。ボランティアの活用についてですが、鎌倉市の場合は急峻な場所が多くて、ボランティアが樹林地に入る場合、非常にリスクがあります。今、常盤山特別緑地保全地区で、確保緑地の適正整備事業を行っていますが、そこでも一つの指標としては、ボランティアが入ることができるような径路を確保しようというステージがあります。ボランティアの協働も念頭においた連携をするような、系統だった適切な整備を、鎌倉方式としてできれば良いと思います。

入江会長：アクセシビリティというところで、どこまで人が関われるか。ボランティア的な人もいれば、プロとして活躍できる人も様々いると思いますので、先ほどの優先順位含めて検討していければと考えます。事務局、よろしいですか。

秋山みどり課長：色々な事例のご紹介をいただきまして、ありがとうございました。この件につきましては、マッチング、ボランティアの新しい世代の取り込み、利活用は、維持管理を続けていくには重要な要素ですので、緑の基本計画に反映できるように議論を継続していきたいと考えております。

入江会長：ありがとうございました。それではこの報告につきましては、了承したものとさせていただきます。

(3) 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

入江会長：それでは、報告事項(3)、「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」。前回の審議会では、見直しの基本方針の素案を事務局から示され、委員の皆様からご意見を頂戴した所です。引き続き、見直しの基本方針の確定に向けた議論を進めていきたいと思っております。本日は、まず、緑の基本計画の構成や成果等について、改めて理解するということから始めたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

秋山みどり課長：「鎌倉市緑の基本計画の見直しについて」説明いたします。「鎌倉市緑の基本計画」は、都市緑地法に基づく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、市が定めるものです。本市の緑の基本計画の概要について説明します。資料 4-1 をご覧ください。計画の構成ですが、大きく 4 部構成としており、まず、「序」として計画の特徴・位置付け等を示しています。次に「第 1 編 鎌倉市がめざす緑」として、都市特性と緑の現状・特徴、基本理念、めざす緑の考え方、機能別緑の配置とネットワーク、緑の将来都市像と配置の方針を示しています。この中で、基本理念については、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」としており、これは、平成 8 年の当初から継続しています。続いて、「第 2 編 緑の将来都市像実現のための施策」として、緑の将来都市像の実現に向けた取り組み、計画の実現性を高めるための取り組み等、具体的に取り組む内容等について示しています。また、最後の項目では、流域を単位として 6 つの地域に分け、地域別の方針を示しています。最後に参考資料を掲載しています。続いて、緑の基本計画の改訂の経緯について説明します。資料 4-2 をご覧ください。四角の枠に示していますが、平成 8 年に当初決定して以降、これまで、一部改訂を含めて 3 回改訂をしています。この間、【主な取組、動向】に記載の通り、広町・台峯・常盤山の三大緑地の保全や特別緑地保全地区の指定等、緑地の保全施策を着実に進めてきました。また、合わせて、まち並み緑の奨励事業や緑のレンジャーの育成などにより、緑化や連携の施策を進めてきました。平成 23 年、「グリーン・マネジメントの実践」以降をご覧ください。平成 23 年以降は、近郊緑地特別保全地区や常盤山特別緑地保全地区の指定、山崎・台峯緑地の都市計画決定が進み、都市環境の基盤をなす丘陵樹林地の大部分において、保全施策を図ることができました。今回の見直しについては、これら事業の進捗状況や法改正への対応に加え、報告事項(2)「緑地の土地所有者支援策について」でも触れました通り、緑地の適正な維持管理を行い、豪雨災害の多発化、激甚化等から市民の生命と財産を守ることが急務であり、そのために早急

に実効性の高い対応策を講じなければならないこと、加えて社会情勢の劇的な変化に対し、現状のままでは緑政が先細っていくことが明白であることから、グリーンインフラ等、新たな概念や制度などをフル活用して、これまでの経緯も尊重しつつも、全て変えていくという意識で臨みたい、そして、現在、防災や環境面において、市民や議会、世界から緑が注目されている状況と基本計画見直しの機会が重なったことを生かし、緑政が新たなステージに進めるものとしたいと考えています。説明は以上です。

入江会長：それでは、見直しの基本方針（案）についての意見交換を進めたいと思います。前回の審議会でご出されたご意見と、対応方針等について、事務局から説明をお願いします。

後藤みどり担当係長：見直しの基本方針について説明します。前回の緑政審議会では、見直しのスケジュールや進め方、見直しの基本方針の素案をお示しして、それに対するご意見をいただいたところです。本日は、いただいたご意見を踏まえ、また、改めて緑地の維持管理の重要性を盛り込み、見直しの基本方針案を作成しましたことから、改めて説明させていただきたいと思います。最初に、本審議会でも2年以上かけて、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」を議題として、ご意見を取りまとめてまいりました。緑の基本計画見直しの基本方針案の作成にあたりましても、関連する事項が多くあるため、参考としましたことから、資料4-5として再配布しておりますが、その内容について簡単に説明させていただきます。なお、こちらの討議の取りまとめの資料につきましては、今後も見直しの際の資料として適宜活用してまいりたいと考えています。

2頁をご覧ください。「1 緑の基本計画の成果」として、三大緑地の保全や地域制緑地の指定等、成果を上げてきたことを記載しています。続きまして、「2 現状と課題」では、公園や緑地をとりまく状況の変化や課題について記載しています。状況の変化や課題について特記するものとしては、SDGsやパリ協定における取組に代表されるように、気候変動や生態系保全について地球規模での問題意識の高まりがあること、平成29年には都市緑地法や都市公園法が改正になり、新たな制度の創設があったこと、本市では、緑地の保全が図られた一方で、適切な維持管理の手法や利活用についてはいまだ試行錯誤の段階であり、土地所有者や市民、行政の間でイメージの共有がうまく行われていないこと、土地所有者支援制度や担い手の育成についても、効果的な制度運用が課題であることなどを記載しています。前回の審議会では、この資料に記載のある課題も踏まえ、「鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針(素案)」をお示ししました。本日の資料4-3の基本方針(案)につきましては、再度内容について検討し、委員の皆様からのご意見を反映し、また、維持管理の重要性を盛り込んだ内容として再構成したものとしています。

資料4-3をご覧ください。まず、「1 見直しの趣旨」につきましては、これまで以上に緑地の維持管理が重要課題であるとし、SDGsの取組など世界の潮流を盛りこんだ新たなステージに進んだ緑のあり方を示し、有効性の高い計画として策定するとし、見直しの課題として示した3つの課題に取り組んでいくこととしています。2頁をご覧ください。(1) 基本理念、将来都市像については、「実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本方針は継承しつつ、見直しにおける課題を踏まえ、これまで以上に高い専門性及び先進性の高い計画を目指します。」としています。(2) 課題の解決については、「維持管理など、緑政上の様々な課題に対して、グリーンインフラとしての緑の多機能性と連結

性を発揮させ、持続可能な施策展開の方向性を検討する。」とし、「①緑地の維持管理をこれまで以上に重要なものとして位置付ける」など、①～③の課題に対して解決を図ることを記載しています。「(3) 施策間連携の検討、及びグリーン・マネジメントの実践」では、これまでのグリーン・マネジメントの位置づけに加えて、施策間連携のあり方について記載の検討を行います。「(4) 分かりやすい計画の提示」では、市民や事業者などに対して理解と協力を求めるため、全ての者が事業の方向性及び目標を共有できるよう、視覚的にもわかりやすい計画を作成するとしています。

資料 4-4 をご覧ください。前回の審議会でのご意見です。初めに、見直し基本方針(案)へ反映した意見要旨と対応方針です。飯田委員から、「一昨年に緑政審議会委員が刷新された。継承すべき基本方針はあるが、緑の維持管理や利活用の課題など、パラダイムシフトに対応した内容にするのが良いと考える。」、押田委員から、「緑は保全するだけではなく活用の視点を入れるなど、基本的なものは継承しつつ前進するようなものになるとよい。」とのご意見をいただきました。これにつきましては、資料 4-5 を参考に、「1 緑の基本計画見直しの趣旨」を再構成しました。特に、緑地の維持管理については、本日の報告事項にもありました通り、重要な課題であるとの認識で文章を作成しています。なお、基本理念である「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」やゴールとなる将来都市像は、見直しにより大きく変えるものではないと考えますが、充実を図ることも含めた検討は必要であると考えており、引き続き委員の皆様のご意見を承りながら作成を進めてまいります。続きまして、押田委員から「新たな計画の方が、より新規性、有用性があると明示する。」とのご意見があり、「1 緑の基本計画見直しの趣旨」下から 4 行目に、「有効性の高い計画として策定していきます」との文言を追記しています。続きまして、入江会長、飯田委員から、グリーンインフラの記載についてご意見がありました。これにつきましては、見直しの基本方針(2)「課題の解決」に、「グリーンインフラとしての緑の多機能性と連結性を発揮させ」と記載しました。続きまして、山本委員から「見直しの基本方針(2)について、人材育成に関する記載を追加する。」とのご意見がありました。これにつきましては、見直しの基本方針(2)「課題の解決」に、「担い手の育成、緑化推進団体との連携」を記載しました。また、同じく、山本委員から「『緑政上の課題の解決』の記載の仕方を、何が課題か分かる表現にしてはどうか。」とのご意見があり、改めて「課題の解決」として、記載の仕方を変更しました。

続きまして、見直しの前提として整理した意見です。押田委員から「見直しの基本方針(2)及び(3)に関連して、何のための改訂なのか明確にするために、現行の緑の基本計画に対する検証が必要である。」とのご意見をいただきました。緑の基本計画に対する評価については、お手元の「鎌倉市のみどり」128 頁、及び「討議の取りまとめ」に概要を記載しているところですが、あらためて資料を再構成し、今後の見直し検討資料の一つとしていきます。続きまして、岩田委員から「今回の改訂を通して、何をメインに考えていくのか、検討する。」とのご意見をいただきました。現状における課題については、資料 4-5 を基に「(2)課題の解決」に記載しました。今後の見直し作業においては、資料 4-5 に「施策・事業の方向性」として記載した事項を検討することとなると考えています。続きまして、見直し作業における課題・留意点に関するご意見です。岩田委員から「見直し作業の

際には、重要種や貴重種の保全についての記載の仕方を検討したい。」とのご意見がありました。その他、流域単位の地域別方針や市民意見を聴くことについてなど、いくつかご意見をいただいております。見直しの際の課題や留意点としてまいりたいと考えています。

今後の予定について説明します。今後、鎌倉市役所内での庁内調整を、本方針(案)への意見照会などを通じて、行ってまいります。その後、基本方針を確定し、見直し作業に進む予定です。資料の説明は以上です。

入江会長：本審議会で確定を進めたいと思います。前回、前々回につきましては、資料 4-5 の討議のとりまとめについて、委員の皆様からご意見をいただいていたわけですが、時間の無い中で恐縮ではございますが、ただ今、事務局から説明がありました資料 4-3 につきまして、皆様からご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

山本委員：2 点ほど申し上げます。1 点目は、資料 4-3 の基本計画の見直しの中の基本方針(案)の下の方の見直しの課題というところですが、1 番の「緑地の維持管理をこれまで以上に重要なものとして位置付ける」というところですが、一般市民には、維持管理というのは受けの悪い表現だと思いますので、維持管理と市民生活への活用とか、維持管理と利活用とか、そのような表現が良いと思います。あくまで市民の生活に資するというような表現をここに入れていただいた方が良いと思います。それから 2 点目ですが、同じく見直しの課題の中の 1、2、3 です。3 番が SDG s ですが、2 番も SDG s に大に関係するものです。課題の 2 番は、SDG s の「13 気候変動に具体的な対策を」と「15 陸の豊かさを守ろう」に当てはまるので、SDG s を全面に押し出すのであれば、課題の 2 番と 3 番をまとめていけば良いと思います。

秋山みどり課長：ご意見ありがとうございました。委員のご指摘のとおり、SDG s につきましては、生物多様性も含めて様々なものに繋がってきていますので、改めてここに出すと、全てかぶってしまうというのはあるのですが、事務局としましては、令和元年度の台風の被害に対して、基本である維持管理を重要視しないといけないというところと、環境への意識の高まりに対し、緑が貢献するというところで、2 番の地球温暖化への対策を、低炭素街づくり等で、緑が貢献していくというのを特出しして書きました。SDG s は、17 の目標に対して、取組を進めていくものです。やり方というものになるのかもしれませんが、連携ですね、環境、経済全てに影響してくるというところで、3 点を書きました。利活用や市民の生活に資するということについては、検討してまいりたいと思います。

入江会長：他、委員の皆様方から何かありますか。

飯田委員：1 点、質問があります。資料 4-3 の 2 頁の「見直しの基本方針」の中にある「(3) 施策間連携の検討」の、施策間連携とは具体的に何を指しているのかと思います。みどり課が担当している色々な施策の連携なのか。あるいは、課を超えた他の部局との連携なのか。どちらになるでしょうか。

秋山みどり課長：平成 23 年 9 月に改訂した緑の基本計画において、グリーン・マネジメントの実践という形で、保全、整備、緑化、連携という 4 本の柱を掲げて、それぞれを実現に向けて行ってきました。それにつきましては、緑政の中というところがほぼ占めています。今回につきましても、これは PDCA サイクルの中の一つとなっていますが、それが一つ一つの柱を連携させていくというイメージです。保全した上で、整備する。それが、緑化や連携

にも繋がっていくというところをイメージしていました。大きくは、緑政の中の部分で、というイメージでしたが、色々な部署と連携できるのであれば、そのような方向性も考えていきたいと思います。

飯田委員：ありがとうございます。今、この質問をしたのは、グリーンインフラと関連するのです。前回の議論を踏まえて、今回、この基本方針に文言を入れてもらって良かったと思います。今、「グリーンインフラとしての緑の多機能性と連結性を発揮させ」と書いてありますが、「グリーンインフラとしての」という文言を全く無くしてしまっても、成り立ちますよね。緑は多機能性を持っているということを踏まえれば、グリーンインフラとしてのという単語を修飾語として使っているのですが、取ってしまっても意味が変わらないのであれば、あってもあまり意味は無いと思います。少々取ってつけた感じになってしまっています。私も他の自治体の緑の基本計画にグリーンインフラという文言がどのように入っているのかをばらばらと見てみたのですが、少々流行っている表現だからくっつけたというくらいの、本質的にはあまり変わっていない緑の基本計画というものもあると拝見していて、思いました。鎌倉市はそうであってはいけないと思っていて、海外でもグリーンインフラという言葉がたくさん使われるようになっていますが、その本質はやはり緑だけではなく、緑や自然の保全は、それ自体が目的なのではなく、そこに機能があって、その機能を他の部局とも連携させながら発揮させていくことで、つまり、手段として、問題を解決していこうということなのです。他の部局と連携していく上で、すごく分かりやすいキーワードとしてグリーンインフラがあり、緑も、細かく分かれていきますが、インフラとして生活を支えているのです。施策間連携というのも、本来の姿を考えれば、みどり課だけで行われている施策の連携を意味していたのでは、あまりブレイクスルーにはなっていないと思います。この緑の基本計画の改訂をきっかけに、他の部局と連携していきたいところを明示して、例えば、緑の維持管理であれば、健康のファクター（要素）が大きいと思うので、健康寿命の延伸という意味で緑の管理に関わってもらおうとすごく健康になりますとか、他の部局と連携していくためのツールとして、グリーンインフラという言葉をしっかり位置付けていく必要があると思います。ですから、この緑の基本計画の改訂を他部局にも示しながら調整していくということだったのですが、ぜひそこでみどり課として、このように一緒にやっていきましょうよという部分を示していくことが、グリーンインフラの本質なのかなと思います。もちろん、色々な壁があるのも百も承知ではありますが、そこにチャレンジしていただく緑の基本計画の改訂であってほしいと思います。意見です。

秋山みどり課長：グリーンインフラの概念を、私が全て消化しているかというところがありましたので、こちらの「グリーンインフラとしての」というのは、緑は存在しているだけで既にインフラであるとの概念ではあると思いますが、我々の方で特に意識して、「グリーンインフラとして」という文言を入れさせていただきましたが、ここはまた検討していきたいと思います。連携につきましては、環境であったり、市民協働であったり、既にみどり課は他部局と連携していますので、同じような形で広げていく方向性を考えていきたいと思っています。その部分もよく分かるような基本方針とすることを検討していきたいと思っています。

岩田委員：先ほど山本委員からお話がありましたが、資料4-3の一番下の所ですが、課題としてまとめたいただいたのは良いのですが、2番と3番が似たようなことを書いている。あえて

分けたのは、当然理由があると思います。2番と3番は、どちらかというところと緑の基本計画というよりも、環境基本計画のテーマみたいになっているので、やはり、飯田委員からも指摘がありましたが、グリーンインフラの要素を入れるような、もう少し連携を進める必要があると思います。もし、本当に循環型社会とかやる気があるのであれば、まず、鎌倉市内の物質やエネルギーのフローを解析して、その中で、現状の緑地の効果がどの程度なのかを概算で良いので把握することを考えなければなりません。たぶん、何もできていないと思うので、そのあたりをどのように進めていくのかとか、ある程度枠組みを考えなければならないと思います。特に、河川、水の流れは、エネルギーフローが大きいので、緑地と川の配置、海の配置、それによって鎌倉市の自然環境は形成されていますから、それを若干解析することによって、位置づけを再認識することを当然考えていく必要があると思います。

入江会長：岩田委員、山本委員から、この課題の2番、3番は似通っているということ、あるいは環境基本計画に近いものがあるのではないかとのご指摘がありました。例えば、今、岩田委員からお話が合った流域単位での話、計画、またこれから管理を流域単位で行えたら、ということで、前回の緑の基本計画の中でも、流域ごとの地域整備計画を立てておりますが、そのあたりのお話はこの課題1～3番の中のどこに入ってくるイメージでしょうか。

秋山みどり課長：流域ごとという考え方につきましては、岩田委員が仰ったように、環境にも十分影響してくると思いますが、経済、社会のどちらとも結びつきが強いのではないのかと考えていますので、SDGsに入るのかなと思います。流域ごとのところをどのように明示していくかは考えていきたいと思っています。

入江会長：大きく関わる話だと思うのです。とりわけ、この見直しの課題の1～3番は何かしらこれまでの議論を踏まえた中で挙げられたものです。ここの大きな大項目に3つ、2つならば2つという形で挙げて、それを踏まえて2頁目の課題の解決というところの小文字のaからfが入り込んでいると思います。今日お示しいただいたものをここで決定するのは時間的にも難しそうだと思いますので、引き続きこれを検討できる時間があるのであれば、そうしたいと思います。事務局としては、どのようなスケジューリングが望ましいですか。

秋山みどり課長：今日、これで決定というわけではなくて、来年度の見直しの発注には影響してきますが、大事なところだと考えていますので、しっかりと議論をして、ご意見を賜りながら確定をさせていきたいと思っています。

入江会長：ありがとうございます。私の意見としては、飯田委員からお話がありましたが、SDGsですとか、グリーンインフラとか、世界の動きの中で出ている考えですが、あくまでもそれはツールであると思います。鎌倉市の緑の基本計画改訂において、SDGs、グリーンインフラというのは、何かしらの文言で記載ということがでてくるかもしれません。私もSDGsはツールであると思います。鎌倉市版のあり方があって、そこにSDGsが乗っかるという形だと思いますので、そのあたりを踏まえて、課題の整理と解決に向けて展開できればと思います。議論を深めていければと思います。今後、庁内で調整をして、見直しの基本方針を進めていくとのことですが、本日、委員の皆様から頂いた意見を踏まえて、事務局の方で適切に対応していただければと思います。資料4につきましては、この形で整理をされてきたということで、今回の審議会としてはご了承いただければと思います。

岩田委員：先ほどの資料 4-3 の課題の 3 番のところですが、この表現だと緑の基本計画にそぐわない感じがします。一つの案ですが、緑施策の展開により、SDG s うんぬんの推進を構築するとか少々工夫して頂ければ良いと思います。参考にしてください。

入江会長：ありがとうございます。それでは、審議会としては、今後も審議していきつつ、今回の資料をご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

入江会長：ありがとうございます。それでは、この事項につきましては、了承したということです。以上で報告事項を全て終了しました。その他、ご質問等ございますか。

(質問等無し)

入江会長：それでは、報告事項を終了します。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

入江会長：続きまして、次第 3 その他として、次回(第 74 回)の日程調整について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：次回の審議会開催は、議事の関係上、1 月 23 日の委員改選以降と考えております。したがって、次回の日程につきましては、別途、事務局から改選後の各委員に対して、日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

入江会長：それでは、次回(第 74 回)の開催日程については委員改選以降の開催予定とのことですので、後日、事務局から改選後の各委員に日程調整についての連絡を行うこととします。

(2) 当日確認事項

入江会長：それでは、事務局から当日確認事項を配付いただきましたので、委員の皆様、ご確認をお願いいたします。

秋山みどり課長：今、お配りしましたのが、本日の確認事項でございます。(3) の鎌倉市緑の基本計画の見直しについては、事務局から見直しの方針の(案)の報告がされ、引き続き検討することとさせていただきました。以上です。

入江会長：特にご意見が無ければ、当日確認事項は事務局が配付した書面の通りと確認させていただきます。よろしいでしょうか。

(了承)

入江会長：たくさんのご意見をいただいた審議会ではありますが、多少時間がオーバーしてしまって、申し訳ございませんでした。緑政審議会はこれで終了します。ありがとうございました。